高都都第1316号 平成28年12月16日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛

北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更(高槻市決定)について(付議)

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する 同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

理 由

都市計画道路の変更に伴う、用途地域の変更により、防火地域及び準防 火地域の変更を行うものである。

北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更(高槻市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面積	備 考
防火地域	約61ha	
準防火地域	約2599ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」



